

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2024 年度第 2 回通常理事会議事録要旨

1. 開催日時 2025 年 3 月 14 日（金）14 時 30 分～16 時 00 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 理事総数及び定足数
総数 20 名、定足数 11 名
4. 出席理事数 17 名
(会議室出席 16 名) 矢島鉄也、鈴木信二、中村 靖、関口洋一、青山 充、関口
洋一、阿南 久、泉澤勝弘、板波英一郎、蟹口昭宏、下川義之、
鈴木知美、多屋馨子、西村栄作、原 英郎、福山勝実、
(Web 出席 1 名) 岩越 剛
(欠 席) 小杉哲平、森 伸夫、矢頭 徹
(会議室出席監事) 斉藤 孝、西本恭彦
5. 議 案
決議事項
第 1 号議案 2025 年度事業計画（案）に関する件
第 2 号議案 2025 年度収支予算（案）に関する件
第 3 号議案 臨時評議員会の開催に関する件
報 告 業務執行状況報告
6. 会議の概要
冒頭で理事長から、理事の駒村純一氏が昨年 12 月 18 日に逝去されたとの報告があつた。
(1) 定足数の確認等
事務局長から出席者 17 名（協会会議室参加 16 名、Web 会議参加 1 名）であり、定款第 46 条の規定に基づき定足数を充足していることの報告がされ、理事長が本理事会は適法に成立することを宣言した。続いて、同事務局長から本会議の議事進行及び議案資料について説明があつた。
(2) 議案の審議状況及び議決結果等
定款第 45 条の規定に基づき理事長が議長となり、議事録署名人は定款第 50 条の規程に基づき、代表理事である矢島理事長及び出席した斉藤監事と西本監事とし議案の審議に移った。

○決議事項

議長より第1号議案及び第2号議案については双方密接な関係があるので併せて諮るようにとの指示があった。

第1号議案 2025年度事業計画（案）に関する件

第2号議案 2025年度収支予算（案）に関する件

事務局長より2025年度の事業方針（案）について、続いて総務部長より事業別ごとの事業計画（案）についてそれぞれ資料に基づき説明があった。

事務局長より2025年度の事業方針（案）について報告があった。

2024年に発生した紅麹関連製品事案により、健康食品業界は大きな影響を受けたが、当協会は消費者庁の検討会で提言を行うとともに、健康食品業界の健全な発展のため、会員企業に向けては10月以降3ヵ月に渡り、当協会の考え方から始まり制度改正の分かり易い説明や、保健機能食品制度の見直しに関する当協会の取り組みと今後の方針等について発信してきた。

GMP認定事業については、311通知の発出、機能性表示食品であって錠剤、カプセル剤等食品のGMP要件化などがあったことから、新しい認証制度の検討を進めるとともに、JHFAや安全性認証の取得推進などの既存事業の活性化を図り、健康食品の品質確保についての取り組みを一層強化していく。

機能性表示食品に関する支援は、引き続き研究レビューのPRISMA2020への対応、届出資料の事前点検、届出・広告相談等の届出支援、制度改正を受けての「届出資料作成の手引書」の改定を行う。

特定保健用食品の分野では、疾病リスク低減表示の許可拡大を目指し、EU2段階式表示のための申請要件の明確化と、規格基準型でのカルシウムと葉酸以外の追加可能な成分について検討を進める。また、健診後の特定保健指導にトクホを活用する教材の紹介や、トクホの理解と利用拡大のための講演開催を関連教育機関・行政機関等に提案し普及活動を行っていく。

特別用途食品については、昨今、制度運用改善を求めるいくつかの要望書の提出等の結果、要望内容が通知改正として実現してきているが、2025年度は病者用・えん下困難者用特別用途食品について、公正競争規約を念頭に置いた広告自主基準の策定や消費者向けリーフレットの作成を進めていく。

当協会ビルの老朽化に伴い、近い将来における事務所移転、もしくは賃貸を念頭に置いたビルのリノベーションの可能性について検討を進める。また、不動産取引に際しての評価指標であるER（エンジニアングレポート）の作成を委託するとともに、実行可能な範囲内の既存設備の補修、更新についても検討する。

続いて、総務部長より第1号議案 2025年度事業計画（案）について資料に基づき説明があった。

2025年度事業別ごとの具体的な取り組みは以下のとおり。

公益事業

公1 健康補助食品基準設定・認定事業

1. 健康食品部関係

2025年度はGMPについて、機能性表示食品のGMP届出要件化及び「311通知」への対応として、健康補助食品GMPガイドライン改訂版と作成、GMPマーク取得の働きかけを行い、また、JHFA・安全性も含めた認定・認証3事業の更なる認知向上と認定数取得増を進める。また、2024年度より認定健康食品（GMP製品、JHFA製品）に関する農林水産省補助事業「加工食品クラスター輸出緊急対策」を実施しているが、2025年度も引き続き進めて行く予定である。

認定健康食品（JHFA）マークに関する事業

2025年度は、「個別審査型JHFA制度」を含めた「JHFA認定事業」の認知向上を目的に様々な普及活動に力をいれて行く。

GMP製造所認定等に関する事業

「311通知」に対応する「健康補助食品GMPガイドライン」の改訂版、また、「健康補助食品原材料GMPガイドライン」の改正に向けた検討を行う。それとGMP製品マーク表示承認取得増を目指す。また、新たに関与成分に特化した製造管理に関する認定制度（関与成分GMP）の検討を行う。工場認定事業として、2025年度は、新規10工場、更新51工場を予定している。製品マーク認証事業として、新規50件、継続115件、関与成分の新規については、原案の検討を行い、新制度に関する会員企業、関連団体へのヒアリング、制度の構築と制度の周知を行っていく。

健康食品安全性自主点検認証に関する事業

2025年度は、安全性自主点検スキームの重要性について、セミナー等を積極的に行うことで、再度周知を行い、認証取得数増加を目指すと共に新たなスキームの内容について検討を継続して行く。「安全性自主点検認証登録の手引書」は「311通知」の内容を踏まえて改正を行う予定である。

JHFA、GMPの海外輸出促進を目的とした認定健康食品の海外輸出促進事業

2025年度についても、農水省の加工食品輸出促進補助金（2025年4月頃に公募予定）を活用して継続して活動を進める。

2. 学術情報部関係

健康食品相談業務（「健康食品相談室」）の実施については、電話相談業務を行

うほか、「健康食品相談室」ホームページのコンテンツの充実と相談内容の活用促進を行う。

公2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

1. 特定保健用食品部関係

特定保健用食品の申請支援を継続して行う。疾病リスク低減表示の申請支援として2段階方式の表示に関する申請要件の具体化や海外事例に基づく規格基準型導入について消費者庁へ働きかけると同時に、事業者へ情報提供をして申請を後押しする。

特定保健用食品講習会の実施、技術部会活動の推進、普及啓発活動として「[トクホ]ごあんない」【2025年版】の作成と保健指導用教材（「トクホを活用してみませんか」）2025年度改訂版の作成、店頭での販売前線に対する普及・啓発に力をいれて行く。

2. 栄養食品部関係

特別用途食品制度の活用に関する研究会の運営と活動として、幹事会の実施、分科会活動として、広告分科会、個別評価型病者用食品分科会、総合栄養食品分科会、えん下困難者用食品分科会の運営、連携事業として最新通知等に合わせた申請マニュアルの作成を行う。

特別用途食品制度に関する普及活動と特別用途食品の申請支援、栄養機能食品の製品企画支援は継続して実施して行く。

3. 機能性食品部関係

『機能性表示食品』に関して、次の6つの支援事業を行う。①PRISMA2020対応支援、②「届出・広告相談」、③「届出資料事前点検」、④制度改正を受けた「届出資料作成の手引書」改定、⑤「届出後の分析実施状況公開サイトの運営」、⑥広告部会及び広告審査会の運営を実施して行く。

機能性表示食品の届出・広告相談事業では、機能性について事後チェック指针对応、PRISMA2020の消費者庁差し戻し対応を中心に、適切なアドバイスを行っていく。

機能性表示食品の届出資料の事前点検事業については、届け出がスムーズに受理されるよう希望する事業者に向けて実施して行く。

届出資料作成の手引書改正については、紅麹関連製品事案を受けて告示化された制度改正内容に沿って手引書を改定し、また、手引書を用いたセミナーを実施して行く。

また、届出後の分析状況公開サイトの運用、広告部会・広告審査会の運営、機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会を実施する。

機能性表示食品の届出経験がないか、少ない事業者に対して、全国の地方自治体

等と連携して、機能性表示食品制度に関する説明会・相談会の実施をして行く。

4. 学術情報部関係

学術誌の発刊事業を引き続き行う。

公3 食品保健指導士養成事業

2025 年度は、これまで以上に日本食品保健指導士会との連携強化を図りながら、養成講習会参加者の 100 名獲得を目指す。

食品保健指導士の養成に関わる事業として、食品保健指導士養成講習会をオンデマンド配信により年 2 回の開催を実施する。また、受講修了者に対し、修了評価認定試験を実施する。食品保健指導士フォローアップ事業も継続して実施する。

公4 特定保健用食品公正取引協議会事業

2025 年度は、会員外も含めたトクホ広告の審査会を 2 回行う。また、協会会員を対象に協議会新会員の獲得に努めるとともに、消費者の目に届きつつある公正マークの普及に努める。

公正取引協議会の運営としては、総会と運営委員会の開催、公正競争規約の運用に関する事業、表示広告に関する普及啓発、講習会を行う事業、表示広告に関する指導・相談事業を行う。

共通事業

1. 健康食品部関係

事業者向け健康食品相談事業を、会員、非会員を問わず幅広く実施する。

2. 学術情報部関係

健康食品等に係る国内外の情報の収集と毎月 2 回の発信行う。

3. 渉外広報室関係

会員への情報提供として、メールマガジンの発行、ホームページでの情報掲載、普及・啓発活動として展示会への参加、報道への対応、講演講師派遣を行う。

4. 研修企画部関係

会員企業の人材教育に活用してもらうための各種セミナーの開催と、トップセミナー（名称変更の可能性あり）の開催を引き続き継続する。

5. 九州支部関係

九州支部研修会・セミナーの開催と普及啓発・広報・連携活動の実施。2025 年度は新たに福岡市薬剤師会にて研修会を実施するなど九州地区各県の薬剤師会への普及活動に努めて行く。

収益事業

収 1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

4 団体への賃貸事業

収 2 受託事業

総務部関係では、2 団体からの事務代行受託事業、栄養食品部関係では、日本流動食協会からの受託事業、また、フレイル予防産業の構築への参画については、今後設置される予定である一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会と連携を図りながら食品表示の専門家として引き続き協力する。

機能性食品部関係では、機能性表示食品の研究レビュー作成として 2025 年度は 4 件の作成を予定している。

法人会計

法人組織の運營業務として理事会、評議員会等の開催、会員、関連団体に関する業務の実施、公益財団法人の運営としては、新規会員の獲得について、会員外の事業者との接触機会がある各種事業を通じてより積極的に会員獲得を進めて行く。また、九州支部の運営支援を行う。

青山事務局長より第 2 号議案 2025 年度収支予算（案）について資料に基づき説明があった。

経常収益計は、前年額より 1,758 万円余の増となっている。前年度に対する主な増減は、「受取会費」が会員数や所属部署数を少なく見込んだため会員数の減少により減となっている。「GMP 工場認定事業収益」が増加となっているが、実地調査時の調査員の交通費収入が計上され、経常費用にも同額計上されているので、収支差額に影響はない。新規事業として計画している関与成分 GMP 認定制度について事業収益を新たに計上している。「機能性表示食品届出支援事業収益」が減となっているが、主に届出資料事前点検事業の減少によるものである。「指導士養成事業収益」が増となっているが、2025 年度は食品保健指導士の増加を目指し、約 80 名分の受講料を計上している。「講習会・セミナー事業収益」が減となっているがこれは主に機能性表示食品関連のセミナー収益の減少によるものである。「出版物収益」が増となっているが、GMP 関連のガイドラインや機能性表示食品の手引書の販売収益の計上をしたことによるものである。「機能性評価関連事業収益」が増となっているが、研究レビューの増加を見込んで計上した。

経常費用は、前年度より 1,679 万円余の増加となっている。前年度に対する主な増減は、人件費関連は「役員報酬」、「給料手当」、「臨時雇賃金」、「委託費」は前年度とほぼ同額となっている。「印刷製本費」が増加しているが、機能性表示食品の手引書の作成予定によるものである。「諸謝金」が増加となっているが、これは GMP 関連の謝金の増加によるものである。その他の費用については、前年度と比較して大きな増減はない。

以上の結果、当期一般正味財産増減額は 301,389 円となっており、一般正味財産期首残高が 4 億 5717 万円余ですので一般正味財産期末残高は 4 億 5747 万円余となり、その下に記載してあります指定正味財産 1 億円を合わせると、2025 年度の正味財産期末残高は 5 億 5747 万 1400 円となる。

また、公益法人の財務 3 基準については、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業、公 4 事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれている。

経常費用計については、合計欄が 2 億 5202 万 6582 円、公益目的事業計が 2 億 1331 万 6865 円となっている。公益目的事業比率は 50%を超えなければなりませんが、約 84.6%とこれを大きく超えている。また、この公益目的事業計 2 億 1331 万 6865 円が遊休財産額の上限額となるが、2024 年 3 月末現在の遊休財産額は約 1 億 2656 万 3285 円だったので、その適正範囲内となっている。

以上のことから、公益法人の財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしている。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

理事： 資料 P5 の「フードロスの観点での原材料廃棄の改善への取り組み検討」についてだが、製品そのものにも 1/3 ルールがあって、かなり競合が激しいので戻ってくるものがかなり多いのではないと思う。店でも売れ残りがあり、店の処分になるのだと思うが、かなりの処分が行われていると思う。また、消費者の所に行ってしまうとそれは消費者が気を付けないといけない訳なのだが、定期購入をしている場合は余ってしまい捨てるという状況になっていると思うが、この、原材料廃棄の改善への取り組み検討というのは、どういうことを調査し、何を検討するということなのか教えてもらいたい。

健康食品部長： GMP の工場が集まりいろいろな課題を解決しようという中で出てきた課題だが、阿南理事が言われた消費者の視点からと言う前に、今、工場では原材料を破棄するとか、原材料の賞味期限が過ぎて使えなくなると言った問題が多い。原材料として、もともとは食品なので、フードロスの観点からこれをなんとかできないかということで、チームで検討を始めたところだ。阿南理事が言われた消費者の視点で定期購入と言ったものも検討していければ良いと考えるが、まず最初のステップとして原材料についての検討をチームで始めると言う状況である。

理事： 現在料の段階ということですね。わかりました。

理事： 関与成分 GMP について予算額が 880,000 円計上されている。これから新規事業を実施するということになると思うが、これについて、何件くらいの数の予想とか、なにかイメージがあれば教えていただきたい。

健康食品部長： まだこれから実施ということになるのだが、収入については、現在、JHFA 等に認定料 1 件いくら、申請料 1 件いくらと言う料金設定がある。基本的にこれは GMP と言っても工場認定ということではなく、成分についての認定ということになるので、それに近いものになるだろうということで、一応、半年後くらいから始めて、今の JHFA と同じぐらいの件数が上がってくると仮定し、その申請料、表示料等で計算をしている。最初なので一桁取れば良いということで今計上している。

議長が本議案について他に意見を求めたところ、特段の意見もなく原案通り会議室及び Web 会議 Zoom システムに出席の理事全員一致で可決し、議長は事務局に内閣府への提出準備の手続きを指示した。

第 3 号議案 臨時評議員会開催に関する件

総務部長より資料に基づき本議案の説明があった。

説明によると、2024 年度臨時評議員会を 2025 年 3 月 24 日（月）14 時 30 分から、公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階会議室で、本理事会の承認事項を報告するため開催したいというものである。

議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく原案通り会議室及び Web 出席の理事全員一致で可決し、議長は事務局に臨時評議員会開催の手続

きを指示した。

議案については以上であり、次に以下の報告があった。

業務執行状況報告

- ・紅麴関連事案を受けた国の取り組みと今後
- ・トクホ疾病リスク低減表示に関する取り組み

理事長から次の報告があった。

紅麴関連事案を受け、いろいろな国の動きや取り組み等がある中で、機能性表示食品制度、健康食品全体について信頼回復に向けた取り組みが大事だと考える。健康食品産業協議会、日本通信販売協会、日本抗加齢協会等いろいろ関係する団体と連携しながら業界としてしっかり信頼回復に向けた取り組みをして行くことがこれから大事になってくるのではないかと思います。今の段階ではまだ申し上げることはないが、6月の理事会ぐらいには何らかの形で説明をさせていただければと思っている。

また、トクホ疾病リスク低減表示の2段階方式の表示について消費者庁でいろいろと検討をいただいているが、それに取り組みたいという企業に対して当協会としても支援を行って行きたいと考えている。

続いて、議長より業務執行状況について報告説明の指示があり、各業務執行理事から業務執行状況について報告があった。

副理事長： 日本流動食協会の会長から大変よくやっているとお礼を言われた。スポーツサプリメントでアミノバイタルというものがあるが、これを少し強化したものが病院で使われている。ここの領域がこれから非常に重要になってくる。病院での食事で今進んでいるのでぜひ応援をしていただきたい。今は企業間の競争になっているところがあり、病院経営が非常に難しく給食費に圧迫がかかっている。企業としては拡大しないと儲からないという矛盾した社会的な領域のなかで、これは非常に意義あることなので応援していただきたいと思う。

副理事長： 2025年度の事業計画で改めて聞かせてもらおうと、会員向けのサービスが幅広く書かれてあるが、会員の皆様になかなか理解されてないということ、なかなか利用されてないというところがある。事務局の方々と理事の方々と一緒になって会員取得の活動を改めて実施していただきたい。もう一点、昨年の紅麴関連事案について改めて業界全体がもう一度気を引き締めていかなければいけない。当協会と業界と一緒に

連携しながら、消費者の皆様の安全性を担保していかなければいけないと考える。これからさらにハードルが高くなるような事案も出てくる可能性があるが、事務局の方々と理事の方々と一緒になって高くなったハードルをどうすれば超えることができ、どうすれば消費者の皆様々の安全につながっていくような活動ができるか、2025 年度事業方針を聞かせていただき、改めて努力していかなければならないと思ったので、理事の方々に力添えいただくことをお願いします。

副理事長： 私の業務担当は、新規会員獲得と事業を拡大していくということだが、今、中村福理事長等からも話が合った紅麴関連事案について、とにかく業界の信頼回復をして行かなければならない。2025 年の協会の事業方針で、協会としては GMP でいろいろと事業を実施することになっている。業界、行政、それから消費者の方々がずいぶん注目しているところであるので、協会事業を事業者の方々に理解してもらい、安全な商品を製造していくということについて頑張っていきたいと考える。

業務執行理事： 保健機能食品についての業務担当だが、機能性表示食品の制度が出来てから特定保健用食品について新たに許可されたものが少なくなっている。しかし、特定保健用食品の当初の導入目的について、今言われている健康寿命の延伸というものを考えると、改めて考え直したほうがいいのではないかなと思う。そういう中で、今、話のあったトクホ疾病リスク低減表示が一つの鍵になると考える。それがこれから必要になってくるのではないかなと考える。

常務理事： 当協会は大手企業から、中・小企業の会員の皆様に協力いただいている協会である。事業で言えば特定保健用食品や機能性表示食品、JHFA マークや GMP 認証を取得してもらっている会社が様々あるが、そういうところにまんべんなく目を向けて、いろいろと協会に相談してもらえるような体制を協会として作って行きたいと考えている。

また、当協会のビルがだいぶ古くなって来ており、今後の協会事務所のあり方について考えて行きたいと思っているが、私どもはそういう面では素人なので、理事の方々にいろいろ意見を伺いながら、いいアイデアがあれば取り入れていきたいと考えている。少しでも資金を貯め、もう一つ別な事業展開に向けられればということを考えているので皆様に協力をお願いしたい。

以上をもって本日の Web を併用した通常理事会は、終始異存なく審議を終了したので、16 時 00 分、議長は閉会を宣言し、解散した。